

第**26**回定時株主総会
招集ご通知

日時

2022年6月27日（月曜日）

午後1時30分

※開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

日比谷三井カンファレンス ROOM1+2

(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)

※開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

目次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	15
計算書類	39
監査報告書	42

株主の皆様へのお願いとお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ① 株主の皆様のご安全とご安心のため、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ② 当社の運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ③ 会場エントランスにて非接触型体温計による検温、アルコール消毒及びマスクのご着用にご協力をお願いいたします。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ④ 会場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ⑤ 今後の状況により、株主総会運営上大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト内にてお知らせいたします。

証券コード 4571
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目4番10号
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 松 山 哲 人

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述の議決権行使についてのご案内に従って2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午後1時30分
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)
2021年6月に本店所在地を千葉県柏市から東京都中央区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

4. インターネットによる開示について

監査等委員会及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表」とで構成されております。

本招集ご通知の提供書面のうち、「個別注記表」につきましては法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。(URL <https://www.nanocarrier.co.jp/>)

5. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月24日(金曜日)午後5時30分までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本年は定時株主総会終了後に開催しておりました会社説明会は実施いたしません。また、ご出席の皆様にお配りしていた「お土産」は取りやめとさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL <https://www.nanocarrier.co.jp/>)に掲載させていただきます。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）を設けるものであります。なお、本附則第2条は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第16条 (省 略)</p> <p>第17条 <u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第18条～第39条 (省 略)</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第17条 <u>【電子提供措置等】</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第18条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>【監査役の責任免除に関する経過措置】</p> <p>(省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 【監査役の責任免除に関する経過措置】</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第2条 【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】</p> <p>定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2022年3月31日現在4,717,472,203円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、資金の有効活用と資本政策の機動性を促進すること、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えらうと、会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行うための処分を行うものであります。

なお本件は払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の減資にて当社の純資産に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少

(1) 減少する資本金の額及び方法

当社の資本金の額347,832,691円のうち247,832,691円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2022年8月1日といたします。

2. 資本準備金の額の減少

(1) 減少する資本準備金の額及び方法

当社の資本準備金の額9,950,079,874円のうち4,469,639,512円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を5,480,440,362円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2022年8月1日といたします。

3. 剰余金の処分の内容

(1) 減少及び増加する剰余金の項目及び額

上記1. 及び2. に記載した資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の合計額4,717,472,203円全額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

(2) 剰余金の処分の効力発生日

2022年8月1日といたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	再任 まつ やま てつ ひと 松 山 哲 人 (1962年7月3日生)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 2002年9月 ナノテク・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニットーボーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 当社顧問 2015年6月 当社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 株式会社イントラスト取締役（現任） 2019年11月 当社代表取締役社長CEO（現任）	87,400株
2	再任 あき なが し ろう 秋 永 士 朗 (1956年11月28日生)	1981年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1994年4月 同社医薬研究所主任研究員 2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネジャー 2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任 2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部臨床開発第一部長 2011年3月 同社執行役員国際開発統括 2013年3月 同社フェロー 2017年3月 アクユルナ株式会社取締役CSO 2018年11月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 2020年9月 当社取締役研究開発本部長CSO（現任）	53,160株
3	再任 ふじ ちと こう じ 藤 本 浩 治 (1972年11月20日生)	1996年4月 日産建設株式会社（現りんかい日産建設株式会社）入社 2002年11月 当社入社 2005年7月 当社管理部総務人事課長 2015年5月 当社管理部次長 2017年4月 当社総務人事部長 2019年12月 当社コーポレート本部長 2020年6月 当社取締役コーポレート本部長（現任）	22,800株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	再任・社外 おかのてるお 岡野光夫 (1949年3月21日生)	1994年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 1994年1月 米国ユタ大学薬学部併任教授（現任） 1996年6月 当社取締役（現任） 2001年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授 2001年5月 株式会社セルシード取締役 2014年4月 東京女子医科大学名誉教授（現任）・特任教授 2016年9月 米国ユタ大学薬学部細胞シート再生医療センター長（現任） 2020年4月 東京女子医科大学先端生命医科学センター長 2022年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所特任顧問（現任）	320,200株
5	再任・社外 かたおかのかずのり 片岡一則 (1950年11月27日生)	1979年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手、講師、助教授歴任 1989年4月 東京理科大学基礎工学部助教授、教授歴任 1998年4月 東京大学大学院工学系研究科教授 2004年7月 東京大学大学院医学系研究科教授（併任） 2015年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノベーションセンターセンター長（現任） 2016年4月 東京大学特任教授 2016年6月 東京大学名誉教授（現任） 2016年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長（現任） 2020年6月 日産化学株式会社取締役（現任） 2020年6月 当社取締役（現任）	320,750株
6	再任・社外 まつむらあつし 松村淳 (1962年1月24日生)	1986年4月 野村証券株式会社入社 2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役 2012年3月 当社取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役会長 2020年4月 アクセリード株式会社取締役会長（現任） 2020年5月 株式会社ALBERT取締役会長 2021年3月 アクセルマーク株式会社取締役（現任） 2021年6月 当社取締役（現任） 2021年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	再任・社外 飯野 智 (1965年7月9日生)	<p>1989年4月 株式会社日立製作所入社 2000年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 2004年2月 同社取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ執行役員 2012年3月 当社取締役 2013年4月 株式会社ウィズ・パートナーズ投資運用部長 2013年6月 株式会社アドバンスト・メディア取締役 2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクターファンド事業CIO 2017年3月 株式会社ALBERT取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役(現任) 2019年12月 株式会社CRI・ミドルウェア取締役(現任) 2020年4月 アクセリード株式会社取締役(現任) 2021年2月 株式会社ARCALIS代表取締役Co-CEO(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO(現任)</p>	一株
8	再任・社外 長谷川 由紀 (1978年2月1日生)	<p>2007年1月 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター研究員 2008年4月 同所オミックス基盤研究領域ポスドクフェロー 2010年4月 同所オミックス基盤研究領域研究員 2013年4月 同所ライフサイエンス技術基盤研究センター副チームリーダー 2014年9月 旭化成株式会社主査 2016年7月 株式会社ウィズ・パートナーズアソシエイト・ディレクター 2019年4月 同社ディレクター 2021年5月 同社ヘルスケアインベストメントヘッド(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山哲人を取締役候補者とした理由は、上場企業やバイオベンチャーにおいて、社長や取締役等として経営に関する幅広い経験と見識を有し、海外におけるビジネス経験も豊富であり、当社においては2015年よりCFOとして、2019年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担っており、今後も経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
3. 秋永士朗を取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と見識を有し、当社が2020年9月に吸収合併したアキュルナ株式会社のCEOを務めるなど経営経験も豊富であり、研究開発本部長CSOとして、当社の研究開発全般を牽引しており、今後も経営の重要事項の決定及び研究開発に関する職務執行を担う重要な人材と考えているためです。
4. 藤本浩治を取締役候補者とした理由は、入社以来長年にわたり、コーポレート部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営管理推進とコンプライアンス向上による持続的な企業価値向上に努め、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を果たす重要な人

- 材と考えているためです。
- 岡野光夫、片岡一則、松村淳、飯野智及び長谷川由紀は、社外取締役候補者であります。また、当社は岡野光夫及び片岡一則を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き岡野光夫及び片岡一則が独立役員となる予定です。
 - 岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、当社の研究開発に関して技術的見地から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 片岡一則を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者として豊富な知見を有していることから、当社の研究開発に関して専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 松村淳を社外取締役候補者とした理由は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
 - 飯野智を社外取締役候補者とした理由は、投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
 - 長谷川由紀を社外取締役候補者とした理由は、研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験があり、当社の研究開発やIR戦略等につき有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
 - 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は26年、片岡一則は2年、松村淳、飯野智及び長谷川由紀は1年であります。
 - 松村淳、飯野智及び長谷川由紀が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2022年5月10日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は13,473,966株であります。
 - 当社は岡野光夫、片岡一則、松村淳、飯野智及び長谷川由紀との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
 - 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社取締役会のスキルマトリックス（第3号議案が承認可決された場合）

職名	氏名	性別	在任期間	社外取締役	独立取締役	企業経営	研究開発	事業開発/グローバル	財務会計 ファイナ ンス/ ICT	人事/ 労務	法務・ コンプライ アンス/ リスク 管理	ESG/ サステイナ ビリティ
監査等委員でない 取締役	松山哲人	男性	7			●		●	●	●		●
	秋永士朗	男性	2			●	●	●				
	藤本浩治	男性	2						●	●	●	
	岡野光夫	男性	26	●	●		●					
	片岡一則	男性	2	●	●		●					
	松村 淳	男性	1	●		●		●	●			
	飯野 智	男性	1	●			●	●	●			
	長谷川 由紀	女性	1	●			●					
監査等委員である 取締役	宮嶋勝春	男性	1				●				●	
	中山美恵子	女性	5※	●	●					●	●	●
	川井隆史	男性	1	●	●	●			●			

※中山美恵子の在任期間は、監査等委員会設置会社移行前の監査役としての在任期間を通算しておりません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにやまと監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がやまと監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性および専門性の有無、品質管理体制、監査報酬の水準などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	やまと監査法人		
事務所所在地	東京都港区西新橋一丁目6番13号 虎ノ門吉荒ビル6階		
沿 革	2014年11月25日 設立		
概 要	代表社員	小黒 健三 南出 浩一 木村 喬	
	構成人員	代表社員(公認会計士) 3名 社員(公認会計士) 2名 職員(公認会計士) 5名 職員(その他) 4名 合計 14名	

(注) 候補者やまと監査法人の選任が承認された場合は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種が進んだこと等により回復傾向に向かうことが期待されておりますが、他方で半導体不足やロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰、さらには生活必需品の物価上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は、製品の製造販売承認申請とライセンスアウトを加速するため、後期臨床開発品に引き続き集中し、その開発を推進してまいりました。また、中長期的な戦略として、自社技術を核とした核酸医薬をはじめとする最先端となる次世代モダリティの取り込みなどM&Aや提携を推進し、創薬事業の拡大にも積極的に取り組んでまいりました。

(臨床パイプラインの進捗状況)

臨床パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

VB-111： プラチナ製剤抵抗性再発卵巣がんを対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験（OVAL試験）において、当社が日本国内における臨床試験を担当し、2021年6月に投与開始、2021年12月に目標症例数である30例を達成いたしました。OVAL試験全体としては、2022年3月に目標症例数の登録が完了し、全世界で409例が登録されました。

VB-111はVascular Biogenics Ltd.（イスラエル）から国内の開発及び販売権に関するライセンスを取得した遺伝子治療製品です。OVAL試験は、早ければ2022年後半に無増悪生存期間（PFS）の結果取得が予定されております。なお、2022年4月、本製品は米国食品医薬品局（FDA）よりプラチナ製剤抵抗性再発卵巣がんを対象としてファスト・トラック指定*を受けております。また、海外で大腸がん及び膠芽腫（こうがしゅ）を対象とした医師主導第Ⅱ相臨床試験も進められております。

- ENT103：国内における中耳炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験は、2021年5月に目標症例数200例の症例登録が完了し、2021年9月に持続する膿性耳漏を有する中耳炎の臨床所見を有意に改善したことが確認され、主要評価項目を達成しました。本結果をもとに2022年4月、セオリアファーマが外耳炎及び中耳炎を対象に製造販売承認申請を行いました。ENT103はセオリアファーマ株式会社（以下「セオリアファーマ」といいます。）と共同開発中の耳鼻咽喉科領域におけるパイプラインです。今後、薬事承認、薬価収載というステップを経て、2023年度前半の販売開始を見込んでおります。
- NC-6004：頭頸部がんを対象に、免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験を実施してまいりましたが、2022年4月、第Ⅱb相臨床試験の暫定的な解析において、主要評価項目（PFS）を達成する可能性が低いと推察されたため、本治験について継続しないことをOrient Europharma Co., Ltd.（以下、「OEP」といいます。）と合意いたしました。NC-6004は、シスプラチンのミセル化ナノ粒子製剤です。ライセンス先であるOEPと共同で臨床開発を進めてまいりました。本製品の開発方針及び契約については、今後、OEPとの協議を進めてまいります。
- NC-6300：2021年6月にファスト・トラック指定を受け、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験実施中です。並行してライセンスアウトに向けた活動を行っております。NC-6300は、エピルビシンのミセル化ナノ粒子製剤です。

※ファスト・トラック指定

米国における画期的な新薬について優先的に審査する、優先審査制度です。完治が難しい疾患に対して高い治療効果が期待される新薬を優先的に審査して早期実用化を促すことを目的とした制度です。

（核酸医薬の推進）

当社は新たなモダリティである核酸医薬につきましても、低分子医薬や抗体医薬では標的となり得なかった遺伝子からの転写因子であるRNAをターゲットとした新たな治療法の提供を可能とします。当社の核酸用新規DDS技術（YBCポリマー複合体及びポリプレックスミセル）は、核酸医薬の生体内での搬送上の課題を解決するとともに、従来のDDSの製造工程が複雑であるという課題を解決するもので、アカデミアとの共同研究や企業との協働により新規パイプラインの拡充を推進しております。

NC-6100：公益財団法人がん研究会有明病院において2020年9月より医師主導第I相臨床試験を実施しております。本試験は治癒的切除不能又は遠隔転移を有する再発・進行HER2陰性乳がんを対象としております。

NC-6100は、慶応大学との共同開発プロジェクトによる転写因子PRDM14に対するsiRNA DDS製剤です。PRDM14は、乳がんの約50%で過剰発現し、その幹細胞性・可塑性に関与することが知られており、新規メカニズムの治療法創出を目指しております。

TUG1（ASO：アンチセンスオリゴ）：脳腫瘍の中でも悪性度が高い膠芽腫を対象に非臨床試験及びCMC開発を推進しております。

TUG1 ASOは、長鎖非翻訳RNA TUG1に対するASO DDS製剤です。本プロジェクトは、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究であり、日本医療研究開発機構（AMED）の革新的がん医療実用化研究事業に採択されております。

RUNX1（mRNA）：2021年4月にアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、薬理試験及びCMC研究を実施しております。

RUNX1（mRNA）は、軟骨の増殖・分化に関わる転写因子RUNX1のmRNA医薬です。本プロジェクトは、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業に採択されております。

（販売事業の状況）

株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアブライティング イマキュレート セラム用の当社技術を応用した原材料を供給しております。同社とは共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth」事業も共同で推進しております。

治療法がない領域に新たな医療を届ける一環として、難治性不妊治療に対するPRP療法の普及に向け、株式会社エイオンインターナショナルから国内販売権を取得した医療機器の販売を行っております。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、PRP事業に係る医療機器売上等により売上高は264,032千円（前事業年度売上高313,264千円）、営業損失は2,061,088千円（前事業年度営業損失1,302,882千円）、経常損失は1,925,298千円（前事業年度経常損失1,278,764千円）、当期純損失は1,881,678千円（前事業年度当期純損失2,835,793千円）となりました。なお、当事業年度におきまして、以下の営業外収益、営業外費用及び特別利益を計上しております。

- ・研究開発に係る補助金収入65,000千円を営業外収益に計上しております。
- ・外国為替相場の変動による為替差益66,320千円を営業外収益に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・第19回新株予約権の発行に伴い、新株予約権発行費4,842千円を営業外費用に計上しております。
- ・第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に伴い、社債発行費1,775千円を営業外費用に計上しております。
- ・第11回、第13回及び第18回新株予約権の権利行使期間満了のため、56,136千円を新株予約権戻入益として特別利益に計上しております。
- ・当社の保有する株式を売却したことにより、投資有価証券売却益4,798千円を特別利益に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は6百万円であり、主なものは次のとおりであります。

研究所移転に伴う研究設備の移設工事費用 6百万円

③ 資金調達の状況

当社は、2021年5月10日付でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に対し、第三者割り当てによる第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第19回新株予約権の発行を行い、1,152百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第23期 (2019年3月期)	第24期 (2020年3月期)	第25期 (2021年3月期)	第26期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	496	552	313	264
経常利益 (△損失) (百万円)	△1,774	△1,144	△1,278	△1,925
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△1,808	△2,009	△2,835	△1,881
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△39.14	△32.68	△41.53	△26.90
総資産 (百万円)	8,568	8,944	7,820	7,136
純資産 (百万円)	5,879	8,768	7,499	5,566
1株当たり純資産額 (円)	117.22	131.33	106.13	79.08

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、治療法がないなど、未だ十分でない医療ニーズ（アンメットニーズ）を満たす市場を切り開き、「人々の健康と幸福に貢献する」ことをミッションとし、事業を推進しております。

成長戦略として、「一段上の企業ステージへ：人々の健康と幸福に貢献」を掲げ、以下の3項目を重点目標とし、これらを最優先の対処すべき課題と認識しております。

① 承認取得後を見据えた販売体制の構築

開発ステージ後期のパイプラインであるENT103、VB-111の承認取得による収益化を見据え販売体制の構築を図ります。ENT103は、共同開発先のセオリアファーマ株式会社が2022年4月、外耳炎及び中耳炎を対象に製造販売承認申請を行っており、2023年度前半の販売開始を見込んでおります。VB-111は、プラチナ製剤抵抗性再発卵巣がんを対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験（OVAL試験）が、2022年3月に目標症例数の登録を完了しており、当社は国内における販売承認申請に向けた準備を進め、併せて販売体制を構築する予定です。標準治療がないプラチナ抵抗性再発卵巣がんに対する新たな治療法を提供するため、本製品の早期の国内上市を目指しております。

② ASO/mRNAなどの核酸医薬の臨床ステージアップ

新規マーケットの創出が見込まれる核酸医薬（siRNA医薬、ASO医薬、mRNA医薬）は、臨床パイプラインの拡充を目指し、着実に次ステージへの移行を図ります。

■パイプライン候補の概要

モダリティ	ターゲット	適応症	現在の状況
siRNA医薬	PRDM14	乳がん	<ul style="list-style-type: none"> 慶応大学との共同開発プロジェクト 公益財団法人がん研究会有明病院において医師主導第Ⅰ相臨床試験実施中
ASO医薬	TUG1	脳腫瘍	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学との共同研究プロジェクト 非臨床試験及びCMC開発実施中 AMEDの革新的がん医療実用化研究事業に採択
mRNA医薬	RUNX1	変形性膝関節症	<ul style="list-style-type: none"> アクセリードと共同で設立した株式会社PrimRNAが事業推進 薬理試験及びCMC研究実施中 AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業に採択

③ M&A等で新たな後期開発品の獲得、提携/導出を推進

当社は従来より、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるべく、資本・事業提携等による外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図るためのM&A等に関する検討を行っており、その一環として、2020年9月にアキュルナ株式会社を吸収合併しております。今後は、1) アンメットニーズを満たすグローバルな製品や後期臨床製品の導入、2) 核酸医薬等の創薬事業の拡大およびライセンスイン/アウトの推進、3) 医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業との業務提携等を中心に検討を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社の主たる事業は、独創性と着眼力により革新的な治療薬を生み出し、有効な治療法がない患者さんに対し新たな治療を提供し、人々の健康と幸福に貢献することです。

新しいモダリティ技術による遺伝子治療製品や、独自のDDS技術を活用した核酸医薬などの臨床開発を推進し、難治がん治療薬や新たな再生医薬の提供を目指しております。

現在、ENT103（外耳炎及び中耳炎）が製造販売承認申請段階にあり、VB-111（卵巣がん）が臨床第Ⅲ相試験、核酸医薬NC-6100（乳がん）が臨床第Ⅰ相試験の段階に進んでおります。

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

本	社	東京都中央区	
研	究	所	神奈川県川崎市川崎区

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	3名減	48.8歳	6.7年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 130,122,800株

(2) 発行済株式の総数 70,011,258株

(注) 当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を含む。）5名及び従業員17名に対して譲渡制限付株式付与のため、2021年8月20日付で普通株式129,100株を発行いたしました。

(3) 株主数 38,789名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
東 京 短 資 株 式 会 社	3,100,000株	4.43%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	1,660,000	2.37
中 富 一 郎	959,000	1.37
ファストトラックイニシアティブ2号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	906,506	1.29
ノ ー リ ツ 鋼 機 株 式 会 社	750,000	1.07
京 滋 建 設 株 式 会 社	640,900	0.92
木 村 昌 二	610,000	0.87
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	512,455	0.73
株 式 会 社 S B I 証 券	475,542	0.68
大 和 証 券 株 式 会 社	391,100	0.56

(注) 持株比率は、自己株式（4,826株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を含む。）5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年8月20日付で以下のとおり普通株式111,000株を発行いたしました。

区分	交付した株式の数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	104,200株	3名
社外取締役（監査等委員を除く）	6,800株	2名

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
第15回新株予約権 (2015年10月30日)	2015年11月2日 ～2022年10月31日	20,610 個	2,061,000 株	1,140 円
第19回新株予約権 (2021年5月10日)	2021年5月10日 ～2023年12月29日	97,402	9,740,200	308

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

- ①2021年4月23日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回無担保転換社債型新株予約権付社債11億5,000万円に付された新株予約権

新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	308円
新株予約権の発行価額	無償
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

②2021年4月23日開催の取締役会決議に基づき発行した第19回新株予約権

新株予約権の数	97,402個
目的である株式の種類と数	普通株式 9,740,200株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	2,922,060円 (1個につき30円)
新株予約権の行使価額	1株につき 308円
新株予約権の行使期間	2021年5月10日から2023年12月29日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松山哲人	CEO 株式会社イントラスト取締役
取締役	秋永士朗	研究開発本部長CSO
取締役	藤本浩治	コーポレート本部長
取締役	岡野光夫	東京女子医科大学名誉教授・特任教授 米国ユタ大学薬学部併任教授・細胞シート再生医療センター長
取締役	片岡一則	公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンターセンター長 東京大学名誉教授 日産化学株式会社取締役
取締役	松村淳	株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO アクセリード株式会社取締役会長 アクセルマーク株式会社取締役
取締役	飯野智	株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO アクセリード株式会社取締役 株式会社ARCALIS代表取締役Co-CEO アクセルマーク株式会社取締役 株式会社C R I・ミドルウェア取締役
取締役	長谷川由紀	株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッド
取締役 (監査等委員)	宮嶋勝春	
取締役 (監査等委員)	中山美恵子	悠綜合法律事務所パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	川井隆史	ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社代表取締役 TAマネージメントかわい公認会計士・税理士事務所代表 株式会社グローバルダイニング取締役

- (注) 1. 当社は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 取締役岡野光夫、片岡一則、松村淳、飯野智及び長谷川由紀並びに監査等委員である取締役中山美恵子及び川井隆史は社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役川井隆史は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岡野光夫及び片岡一則並びに監査等委員である取締役中山美恵子及び川井隆史を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
ミシュラ マニッシュ	2021年6月24日	任期満了	取締役 株式会社Bridge & Sun代表取締役社長
野口 勘四郎	2021年6月24日	任期満了	常勤監査役
森嶋 正	2021年6月24日	任期満了	監査役 森嶋公認会計士事務所代表
中山 美恵子	2021年6月24日	任期満了	監査役 悠綜合法律事務所パートナー弁護士

(3) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について評価を行っております。

全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について報告・検討いたしました。

その結果、取締役会においては、社外取締役、監査等委員も含めた各取締役による専門分野に応じた発言や自由闊達な議論により議案の審議は適切に行われ、審議事項や時間についても概ね適切な運用が行われていることを確認しており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

今後も取締役会全体の実効性を更に高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の役員等賠償責任保険を契約しております。

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の全ての役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	70 (6)	58 (5)	12 (1)	6 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8 (4)	8 (4)	－ (－)	3 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	3 (3)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	82 (14)	69 (13)	12 (1)	12 (8)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は11名であります。
2. 当社は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に取締役として受けた報酬額を含めております。また、取締役（監査等委員を除く）の員数は8名ですが、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会終結時において退任した取締役（社外取締役）1名が含まれており、かつ、無支給者が3名いるため、支給員数と合致しております。

4. 監査役に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会終結時において退任した監査役3名（うち社外監査役3名）への支給額であります。また、取締役（監査等委員）に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において同方針の一部変更に関する決議を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1か月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名・報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定される。

f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

これに加えて、監査等委員会設置会社移行前における取締役（社外取締役を含む）の金銭報酬とは別枠の株式報酬の限度額として、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役含む）の員数は、6名です。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の株式報酬の限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）、株式数の上限を年

200,000株以内（社外取締役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。また、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授及び米国ユタ大学薬学部の併任教授・細胞シート再生医療センター長を兼務しております。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
- ・取締役片岡一則は、公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンターセンター長及び東京大学名誉教授を兼務しております。当社は、公益財団法人川崎市産業振興財団より研究所施設を賃借しております。また、当社は同財団及び東京大学との間で共同研究及びそれに付随する取引があります。
- ・取締役松村淳は、株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO、アクセリード株式会社取締役会長を兼務しております。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2022年3月31日現在で、当社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を40個、第19回新株予約権を97,402個保有しております。また、当社はアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。
- ・取締役飯野智は、株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO、アクセリード株式会社取締役、株式会社ARCALIS代表取締役Co-CEOを兼務しております。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2022年3月31日現在で、当社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を40個、第19回新株予約権を97,402個保有しております。また、当社はアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。

- ・取締役長谷川由紀は、株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッドを兼務しております。なお、同社の組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2022年3月31日現在で、当社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を40個、第19回新株予約権を97,402個保有しております。
- ・監査等委員である取締役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査等委員である取締役川井隆史は、ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社代表取締役及びTAMマネージメントかわい公認会計士・税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同社及び同公認会計士・税理士事務所との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役片岡一則は、日産化学株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間では、共同研究及びこれに付随する取引があります。
- ・取締役松村淳は、アクセルマーク株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間に取引関係はありません。
- ・取締役飯野智は、アクセルマーク株式会社及び株式会社C R I・ミドルウェアの取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間に取引関係はありません。
- ・監査等委員である取締役川井隆史は、株式会社グローバルダイニングの取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間に取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 岡野光夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております。社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 片岡一則	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者として、研究開発体制や核酸創薬の研究開発方針に関する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております。社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。

	活 動 状 況
取締役 松 村 淳	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、当社の事業戦略や成長シナリオに関するの発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 飯 野 智	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 長谷川 由 紀	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験を生かし、当社の研究開発やIR戦略等につき発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中 山 美恵子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回及び監査等委員会10回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、当社経営全般を監視し、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 川 井 隆 史	就任後当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、監査等委員会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び事業会社における経営管理部門での経験に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のリスク管理体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行い、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 22,400千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 22,400千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

- ② 情報の閲覧

取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。また、常勤の監査等委員の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。
- ② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する事項、当該使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等（以下「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査等委員会スタッフを置くこととする。補助使用人等に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人は、補助使用人等に対し指揮命令権限を有しない。また、補助使用人等の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を必要とし、補助使用人等である使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができることとする。
- ③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ 当社は前各項に従い監査等委員会への報告を行った当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査等委員の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。組織的なリスク管理体制を強化するため、当期はビジネス、戦略、研究開発、ファイナンス、ガバナンス、コンプライアンス、環境、情報システム、労務に関するリスクの可視化を進め、モニタリングする体制を整備しました。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。当期は全取締役へのアンケートを通じ、取締役会の実効性評価を行い、取締役会の構成・運営・議題等に関して、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門及び子会社の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に対し報告を行っており、当期は予算管理体制の適正性につき監査を実施しました。

⑤ 監査等委員の職務執行及び監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は3名で構成されており、このうち2名が社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に1回監査等委員会を開催し、社外取締役でない監査等委員からの会社の状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査等委員会スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,304,085	流 動 負 債	361,274
現金及び預金	3,545,000	買掛金	1,958
受取手形	44,528	未払金	120,733
売掛金	11,634	未払費用	63,010
有価証券	2,400,000	未払法人税等	38,132
原材料及び貯蔵品	33,409	前受金	80,684
前渡金	100,075	預り金	2,638
前払費用	100,231	前受収益	54,115
未収消費税等	57,398	固 定 負 債	1,208,099
未収入金	5,151	転換社債型新株予約権付社債	1,150,000
その他	6,655	繰延税金負債	8,227
固 定 資 産	832,162	資産除去債務	25,808
有 形 固 定 資 産	6,526	長期預り保証金	22,444
建物附属設備	55,559	その他	1,620
構築物	1,705	負 債 合 計	1,569,374
機械及び装置	620,313	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	12,507	株 主 資 本	5,580,413
減価償却累計額	△683,559	資本金	347,832
無 形 固 定 資 産	149	資本剰余金	9,950,079
実施許諾権	0	資本準備金	9,950,079
電話加入権	149	利益剰余金	△4,717,472
ソフトウェア	0	その他利益剰余金	△4,717,472
投資その他の資産	825,485	繰越利益剰余金	△4,717,472
投資有価証券	596,500	自 己 株 式	△27
関係会社株式	900	評価・換算差額等	△43,955
長期前払費用	22,789	その他有価証券評価差額金	△43,955
敷金及び保証金	205,294	新 株 予 約 権	30,415
資 産 合 計	7,136,247	純 資 産 合 計	5,566,873
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,136,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	264,032
売上原価	41,291
売上総利益	222,741
販売費及び一般管理費	2,283,829
営業損失	2,061,088
営業外収益	
受取利息	12,839
為替差益	66,320
補助金の収入	65,000
その他の	525
営業外費用	144,685
株式交付費	468
新株予約権発行費	4,842
社債発行費	1,775
雑損	1,808
経常損失	8,895
特別利益	1,925,298
固定資産売却益	499
新株予約権戻入益	56,136
投資有価証券売却益	4,798
特別損失	61,434
固定資産除売却損	581
減損	14,611
税引前当期純損失	15,193
法人税、住民税及び事業税	1,879,056
当期純損失	2,621
	1,881,678

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	328,984	9,931,231	9,931,231	△2,835,793	△2,835,793	△27	7,424,394
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	18,848	18,848	18,848				37,697
当 期 純 損 失				△1,881,678	△1,881,678		△1,881,678
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	18,848	18,848	18,848	△1,881,678	△1,881,678	-	△1,843,981
当 期 末 残 高	347,832	9,950,079	9,950,079	△4,717,472	△4,717,472	△27	5,580,413

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△8,051	△8,051	83,629	7,499,972
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				37,697
当 期 純 損 失				△1,881,678
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△35,903	△35,903	△53,213	△89,117
当期変動額合計	△35,903	△35,903	△53,213	△1,933,098
当 期 末 残 高	△43,955	△43,955	30,415	5,566,873

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 嶋 泰 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。審議の結果、監査等委員会の意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

ナノキャリア株式会社 監査等委員会
監査等委員 宮嶋勝春 ㊟
監査等委員 中山美恵子 ㊟
監査等委員 川井隆史 ㊟

(注) 監査等委員 中山美恵子及び川井隆史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 日時** 2022年6月27日（月曜日）
午後1時30分 開会
※開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。
- 会場** 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
（東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階）
※開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。



<交通のご案内>

J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」……………徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由……………徒歩約4分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由……………徒歩約5分